

高等学校就学支援金・授業料減免補助金等について

(令和6年度申請時のご案内となり、年度により変更となる場合があります。)

【就学支援金について】※オンライン手続きとなります。

高等学校等就学支援金制度は、法律に基づいて、高等学校等に在籍する生徒の授業料に充てることとされています。本制度では高等学校の授業料支援として、保護者等の税額を下記計算式により算出し、合計額が304,200円(世帯年収910万円程度)未満の世帯に申請することで就学支援金が支給されます。就学支援金支給が認定された生徒につきましては、後日返金(2月を予定)する形で支給いたします。なお、下記計算式の合計額が304,200円以上の世帯では就学支援金の支給は無く、通常の授業料をご負担いただくこととなります。

【授業料減免について】

下表の所得判定基準(ウ・エ・カ・キ)に該当される方は授業料減免制度により静岡県から補助を受けることができます。

【就学支援金・授業料減免の所得判定基準額計算方法】

保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

- ・上記計算式による算定額については、100円未満切り捨て
- ・親権者2名の場合、それぞれについて計算のうえ、算定された額を合算
- ・6%は市町村民税の標準税率(標準税率との関係で、調整控除の額について政令市の場合は調整(3/4を乗じる)が必要)

【所得判定基準額】

保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額	区分	就学支援金の補助	区分	静岡県授業料減免の補助	授業料合計補助額(就学支援金+授業料減免)
304,200円以上 (目安:世帯年収910万円以上程度)	A	所得制限により通常の授業料を負担	ア	減免補助なし	支給なし
275,100円以上 304,200円未満 (目安:世帯年収850万円～910万円程度)	B	月額 9,900円 年額 118,800円	イ	減免補助なし	月額 9,900円 年額最大 118,800円
203,100円以上 275,100円未満 (目安:世帯年収700万円～850万円程度)		ウ	月額 6,600円 年額 79,200円	月額 16,500円 年額最大 198,000円	
154,500円以上 203,100円未満 (目安:世帯年収590万円～700万円程度)		エ	月額 23,100円 年額 277,200円	月額 33,000円 年額最大 396,000円	
48,300円以上 154,500円未満 (目安:世帯年収350万円～590万円程度)	C	月額 33,000円 年額 396,000円	オ	減免補助なし	月額 33,000円 年額最大 396,000円
100円以上 48,300円未満 (目安:世帯年収270万円～350万円程度)		カ	月額 500円 年額 6,000円	月額 33,500円 年額最大 402,000円	
0円(非課税) (目安:世帯年収270万円未満程度)		キ	月額 500円 年額 6,000円	月額 33,500円 年額最大 402,000円	

※世帯年収は目安です。※授業料合計補助額欄の「年額最大402,000円」は本校授業料年額と同額で、授業料補助の上限となります。

【確認方法】

課税証明書に「市町村民税の課税所得額(課税標準額)」と「市町村民税の調整控除額」が記載されている場合は、記載の金額をもとに計算します。市町村によっては、課税証明書に「市町村民税の課税所得額(課税標準額)」や「市町村民税の調整控除額」が記載されていないことがあります。この場合は、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」を活用して「あなたの情報」から確認できます。その際、個人番号カードが必要となります。

[マイナポータルHP: <https://myna.go.jp/>] *個人番号カード=マイナンバーカード

【奨学給付金制度について】

保護者等の全員の「道府県民税」・「市町村民税」所得割が非課税(0円)である世帯は、奨学給付金制度申請により、在住する都道府県から授業料分以外の補助として給付があります。保護者の在住する自治体への申請となりますので、詳細は各都道府県ホームページにてご確認ください。

対象となる方の判定基準について

○次の計算式（両親2人分の合計額）により判定

【計算式】市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **154,500円** →

支給額：最大396,000円

(154,500円以上)
< **304,200円** →

支給額：118,800円

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP



（参考）支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人（高校生・高校生） <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約950万円	～約640万円
	子2人（大学生・高校生） <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人（高校生・中学生以下） <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1030万円	～約660万円
	子2人（高校生・高校生） <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約1070万円	～約720万円
	子2人（大学生・高校生） <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校（全日制）の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。